

群馬県公立大学法人反社会的勢力に対する基本方針

平成30年4月1日制定

群馬県公立大学法人（以下「法人」という。）は、公立大学法人としての社会的責任を果たし、暴力、威力と詐欺的手法などを駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」という。）との関係を遮断するため、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、これを遵守する。

- 1 法人は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶する。
- 2 法人は、反社会的勢力からの不当要求に対し、役職員及び学生の安全を確保しながら、組織として厳正に対応する。
- 3 法人は、反社会的勢力からの不当要求に対し、民事及び刑事の両面から法的措置を講じる。
- 4 法人は、反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築する。
- 5 法人は、反社会的勢力に対する資金提供、不適切な取引及び便宜提供等は、一切行わない。